

四国遍路は今後も 存続するのでしょうか？



宍戸 栄徳

香川大学名誉教授
(NPO 遍路とおもてなしのネットワーク
事務局長)

Harunori
Shishido

1 2019年3月11日に四国経済連合会主催「お遍路さん受入態勢のあり方考えるシンポジウム」が開催されました。私も「サンティアゴ巡礼とアルベルゲ(巡礼宿)」と題して話題提供を行い、最後のパネルディスカッション「お遍路さん受入態勢のあるべき方向」のコーディネーターも務めました。シンポジウムでは、四国遍路をする人の数が減少傾向にある一方、外国人遍路の数が確実に増えている事を背景として、今後の受入態勢をどのようにすべきかを考えました。

私の話題提供はサンティアゴ巡礼の簡単な紹介をして、巡礼者の専門の宿である「アルベルゲ」について説明しました。サンティアゴ巡礼では車による巡礼は正式の巡礼と認められず、歩きや自転車、馬の利用が巡礼者として認められます。巡礼者として認められることは巡礼者の精神的な問題だけでなく実利的な問題に関わっています。巡礼をする者は巡礼手帳(クレデンシャル)を持ち歩きます。巡礼手帳には宿泊施設や食堂、教会、市役所、役場などで毎日スタンプを押してもらい自分が巡礼路に沿って目的地のサンティアゴ・デ・コンポステラを目指している事を証明します。巡礼宿(アルベルゲ)に宿泊するにはスタンプを押している巡礼手帳を持っていないなりません。したがって、巡礼手帳は四国遍路の納経帳のような印象を持たれるかもしれませんが実質はパスポートであるわけです。四国遍路の場合は納経帳だけではお遍路さんが歩いているのか車で遍路をしているのかを知ることは出来ません。

2 四国遍路で遍路宿と呼ばれる宿泊施設を考えると、お遍路さんが歩いているのか車やバスを利用しているのかで宿泊施設に求めることが違ってきます。歩き遍路は宿泊日数も多く、持ち歩く荷物を軽くするために着替えも極力少なくしているので、洗濯や乾燥の施設が必須になります。アルベルゲはそのような巡礼者への配慮がなされています。四国でも歩き遍路にはアルベルゲのような設

備を持ち安価で宿泊できる遍路宿を整備する必要があります。

四国遍路では大きく、車遍路と歩き遍路の遍路宿に求めるものの違いは次のようなことです。例えば、立地場所について、歩き遍路は遍路道から大きく外れる場所までは行けないことから遍路道沿いに毎日宿泊できるようにほどよい間隔である必要があります。車遍路であれば移動が容易なので必ずしも遍路道沿いにある必要は無く、むしろ経営的には一般の観光客も利用しやすい観光地の近くの方が良いかもしれません。遍路宿について考えるときにこの区別は明確にしておかなければならないと思います。

サンティアゴ巡礼のアルベルゲが宿泊の条件として巡礼手帳を所持する巡礼者に限定しているのは、巡礼者に安価な宿泊施設を提供して一般観光客向けの宿泊施設との競合を避けているのです。四国の車遍路は宿泊に関しては観光として考える方が自然だと思われる。

3 一方で、現実には四国で主として歩き遍路がよく利用していた遍路宿が経営者や管理人の高齢化などで徐々に減少しているという状況があります。高齢化の進行は遍路宿だけでなく遍路道の維持管理についても深刻な問題を引き起こしています。昨年、西日本豪雨で高知県と愛媛県の県境近くの歩き遍路道が大きな被害を受けました。被害を受けたのは主として山中の昔ながらの風情を残す遍路道です。これらの道の維持管理は地元のボランティアに頼る部分も多いのですが、維持管理を担ってきている地元の方々の高齢化が進んでいてボランティアに頼って遍路道を維持管理することが難しくなっています。

このような状況から、四国遍路を世界遺産に登録すると言う目標を実現するためには、遍路宿の整備、道路の維持管理態勢の構築など四国遍路を支える基本要件を維持するために取り組むことをもう一度考え直さなければならないと思います。

中央会だより 1

組合事務局代表者等研修会を開催



▲講師の中井係長

出席した組合事務局の方々には、今後、通常総会の議案書作成に始まり、監査会、理事会及び通常総会の開催並びに定款変更、代表理事変更等に伴う登記まで一連の各種組合行事、事務手続きが続く多忙な時期に入ることもあり、熱心に受講されていました。

本会は、4月10日、本会研修室(高松市)において組合事務局代表者等研修会を開催し、組合役職員約56名が出席しました。

まず初めに、本会事業振興部・中井係長より「組合事務局代表者が知っておくべき実務のポイント」をテーマに、決算期の事務手順や事業報告書、決算関係書類の作成をはじめ、各種登記手続きや組合法に対応した事務処理、行政庁に提出する書類等、実務面を中心に説明を行いました。



▲会場の様子

総会終了後の事務手続きをお忘れなく！

●決算関係書類の提出

組合は、通常総会終了後2週間以内に、事業報告書及び決算関係書類を所管行政庁に提出することが義務づけられています。

【提出書類】

- 事業報告書 ○財産目録 ○貸借対照表 ○損益計算書
- 剰余金処分案又は損失処理案 ○前記の書類を承認した通常総会の議事録(謄本でよい。)

●役員変更届の提出

役員に変更があった場合は、変更のあった日から2週間以内に所管行政庁に届け出ることが定められています。役員の変更とは、役員の住所・氏名の変更や改選・補充・辞任、代表理事等の交代など役員に関する一切の変更をいいます。

●代表理事の変更登記等

組合は代表理事の住所、氏名のほか、組合名称、事務所所在地、事業並びに出資金等を登記しています。これらの事項に変更があったときは、変更のあった日から2週間以内に法務局に登記を行う必要があります。

特に、代表理事は再選された場合も、変更に応当するので登記が必要です。ご注意ください。

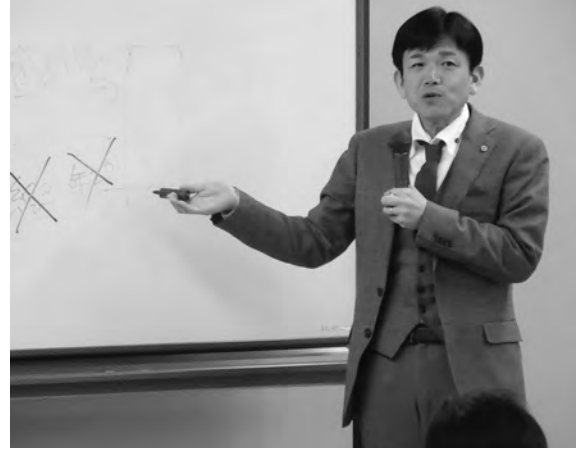
☆下記本会ホームページにおいて決算関係書類、役員変更届、議事録等の様式を活用することができます。

<http://www.chuokai-kagawa.or.jp/chuokai/download/index.html>

☆事務手続き等について、ご不明な点がございましたら本会指導員までご相談下さい。

続いて同日に、社会保険労務士である佐藤秀樹氏を講師にお迎えし、「中小企業における同一労働同一賃金、実現への留意点」をテーマに研修を行っていただきました。

昨今話題となっている“働き方改革”について、改革が必要となった背景や平成30年6月29日に成立した『働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律』での変更部分および施行日、企業がとるべき実務対応等について解説がありました。実際の判例等を交えての解説があり、出席者の方々は熱心に受講されていました。



▲講師の佐藤秀樹氏

働き方改革のポイント

〈働き方改革の4本柱〉

I. 労働基準法(時間外労働上限規制関連)

- 時間外労働の上限を原則として「月45時間・年360時間」に
→従来の条項が、罰則付きの法律に格上げされるようになります。

II. 労働基準法・労働安全衛生法・労働時間設定改善法(高度プロフェッショナル制度導入)

- 高度専門職で一定の収入(年収1,075万円以上)の方が対象になります。

III. パートタイム労働法改正・労働契約法(同一労働同一賃金関連)

- 格差を生じる場合の是正や雇入れ時・求めがあった場合の説明義務、報告の徴収・紛争解決手段の整備が必要になります。

IV. 労働者派遣法(同一労働同一賃金関連)

- パートタイム労働者と同様に、同一労働同一賃金を実現していく必要が生じます。

〈年次有給休暇の確実な取得への対応〉

5日間の年次有給休暇取得義務化が始まることで、年次有給休暇を取得した時期や日数および基準日を従業員毎に記載した「年次有給休暇管理簿」の作成が義務づけられます。(※フォーマット例は厚労省の有給休暇ハンドブックを参照してください)

義務化に伴い、計画的な有給休暇取得が求められます。労使協定締結による計画的付与制度の導入等を実施するなど、計画的な有給休暇付与をしていくことが求められます。

中小企業が取るべき実務対応策

- ①就業規則を個々に定める
- ②区別の可視化
- ③人事評価項目の見直し、明文化
- ④諸手当の見直し
- ⑤正社員登用制度の創設

〈※①～③は費用負担を伴いません。〉



▲研修の様子

法人税の税務申告事務を学ぶ



▲講師の古川税理士

本会は4月19日、本会研修室(高松市)において古川修税理士を講師にお迎えし、「協同組合等の法人税申告手続について」をテーマに組合事務局代表者等研修会を開催しました。

研修会には、組合役職員約30名が出席し、下記の税制改正や適用期限の延長等についての説明がありました。その他、組合法上の決算書における剰余金の処分方法や法人税申告手続における注意点、税務申告書類の書き方について決算事例を用いて解説があり、出席者は熱心に受講していました。



～平成30年度税制改正・創設の概要(令和2年以後適用分)～

■情報連携投資等促進税制の創設(適用期限は令和3年3月まで)

生産性向上特別措置法の革新的データ活用計画の認定を受けた事業者が生産性の向上を図る一定の要件を満たす情報連携投資を行った場合、設備等の取得価額について特別償却(30%)又は税額控除(5%あるいは3%)ができる措置が講じられます。

最低投資合計額:5,000万円

■固定資産税 中小企業の設備投資支援の創設

生産性向上特別措置法に規定する市町村の導入促進基本計画に適合し、かつ認定を受けた中小企業の一定の要件を満たす設備投資について固定資産税を2分の1からゼロまで軽減することを可能とする3年間(令和3年3月31日まで)の限定的な特例措置が創設されます。

適用期限の延長

下記の制度について適用期限が延長されます。(令和2年3月31日まで)

■交際費等の損金不算入制度と損金算入の特例

- ・ 交際費等の損金不算入制度の適用期限が2年延長されます。
- ・ 交際費となる飲食費の50%に相当する金額は、損金の額に算入できます。①

■中小法人の交際費課税の特例

法人が支出した交際費は、租税特別措置法により原則として損金不算入とされていますが、中小法人については、特例として定額控除限度額(800万円)までの損金算入が認められています。②

(中小法人は①又は②を選択適用)

改正

■所得拡大促進税制(中小企業の場合:資本金1億円以下の法人)

青色申告書を提出する中小企業者が平成30年4月1日から令和3年3月31日までの間に開始する事業年度において下記の適用要件を満たした場合は、給与等支給増加額の15%の税額を控除することができます。

適用要件(すべての要件を満たす必要があります。)

現行	改正
平成30年3月末までに開始する事業年度	平成30年4月1日~令和3年3月31日までに開始する各事業年度
①雇用者給与等支給額が基準事業年度から増加	①基準年度との比較要件は撤廃
②雇用者給与等支給額が前事業年度以上	②前年度との比較要件は撤廃
③雇用者平均給与等支給額が前事業年度から増加	③雇用者平均給与等支給額が前事業年度より1.5%以上増加

税額控除額

現行	改正
(当事業年度の給与総額-基準年度の給与総額)×10%	(当事業年度の給与総額-前年の給与総額)×15%

なお、上記要件を満たし、下記の適用要件を満たした場合は給与等支給増加額の25%の税額控除ができることとなります。
(当年の給与総額-前年の給与総額)×25%

適用要件

1. 平均給与等支給額から比較平均給与支給額を控除した金額の比較平均給与等支給額に対する割合が2.5%以上(当年の平均給与 \geq 前年の平均給与 $\times 102.5\%$)
2. 次の①、②のいずれかの要件を満たすこと
 - ①教育訓練費の額 \geq 前年の教育訓練費 $\times 110\%$
 - ②中小企業者がその事業年度終了の日までに中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受けたもので、その計画に従って経営力向上が確実に行われたものと証明されること

■中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入

中小企業者等が少額減価償却資産(取得価額30万円未満の減価償却資産)を取得した場合に、事業年度300万円まで取得価額の全額を損金に算入することができる特例の適用期限が2年延長(令和2年3月31日まで)されました。

■欠損金の繰越期間の延長

平成30年4月1日以後に開始する事業年度において生ずる欠損金額(青色申告書を提出した事業年度の欠損金等の繰越控除制度)について、繰越期間を10年間に延長する措置が講じられます。

■中小企業者等の欠損金の繰戻し還付制度が2年延長

令和2年3月31日までの間に終了する各事業年度において欠損金額が生じた場合に、その欠損金額をその事業年度開始の日前1年以内に開始した事業年度に繰戻して法人税額の還付を請求することができます。

人手不足の影響等により

2019年3月




想定した売上が確保できないなど3指標のDI値が悪化

Industry Information

製造業	食料品 	<ul style="list-style-type: none"> ●出荷高は、前年同月比103%。4月度より徐々に値上げを実施。昆布製品は据え置きだが、大手企業の動向次第である。(調理食品) ●日本冷凍食品協会による1月の冷凍食品生産数量は、前対92.3%と2019年は非常に厳しいスタートとなった。4月1日以降、様々なものが値上がりとなる中、我々、中小冷食メーカーでも価格に対する対策が必要になる。また、特定技能による外国人の雇用開始により、人材不足問題が少しでも解消できるか注目していきたい。(冷凍食品) ●業況は単月では、ほぼ前年同月の売上高と推察される。当組合は、平成31年3月末日が決算日となるが、生揚出荷数量は前年度比94%の見通しとなり、厳しい決算内容が予測される。事業内容については、設備投資額は増加したものの、減収減益で平成30年度が終わった。(醤油)
	繊維・同製品 	<ul style="list-style-type: none"> ●昨年度の寒波の影響で流通在庫は減ったものの、本年度は暖冬の影響もあり、期待された受注増には至らなかった。販売価格においても、生産コストのアップ分も販売価格に反映できず、上げたくても上げられない状況である。本年度のUV手袋も3月中頃より寒さで受注調整が入っている。(手袋)
	木材・木製品 	<ul style="list-style-type: none"> ●家具業界の景況は緩やかに減速傾向。安価な海外製品との差別化、付加価値の高い商品開発が必要である。(家具) ●製材工場は、県産木材原木高騰により収益低下。プレカット工場は、新築注文住宅が減少し、増改築・リフォームに進む。木材市場は、荷動きが悪いため、製品価格に転嫁できていない。(製材) ●営業を強化し、木材の需要増加を図ったが、需要は伸びず、業況は低迷している。(木材)
	印刷 	<ul style="list-style-type: none"> ●新年より紙の値上げも一段落かと思いきや再生紙の在庫不足のため、大量発注の大手印刷会社は品薄となり、受注を削減しなければならない状況となり、今年秋頃まで続く状況である。(印刷)
	窯業・土石製品 	<ul style="list-style-type: none"> ●4月より連合会の共販がスタート。今後の課題は、共販の維持、安定のため、連合会を中心とした動向になる。それぞれの思惑をまとめて、方向を一定にするのは難しい。(生コンクリート) ●組合員の加工賃値上げ要請が取引先に対し、少しずつ受け入れられ始めた。しかしながら、値上げ後に受注がストップし、苦しんでいる事業所もあり、値上げの浸透は長期戦になりそうである。(石材加工)
	鉄鋼・金属製品 	<ul style="list-style-type: none"> ●4月からの入管法改正による外国人人材の受入れは期待と興味をもって注視しているが、いざ活用となると相談窓口に迷うところである。経済産業局のセミナーを基にこれからも情報収集等に努め、業界の慢性的人手不足解決の突破口にしたい。(鍍金) ●ゼネコン、設計事務所からの見積りは若干少ないが手持工事は3~4ヶ月程度確保しており現時点での工場稼働率は高水準をキープしている。しかし、依然として高力ボルトなどの材料不足は続いており「工程のずれ」の改善見通しが得られない。従って、見積もり依頼があっても工期を確約できない事態も招いている。(建設用金属)
	輸送用機器 	<ul style="list-style-type: none"> ●工期の遅れが発生しているため、人員が増加傾向にある。(造船)
その他 	<ul style="list-style-type: none"> ●業界全体で、動きがないようである。(団扇) ●恒例の漆器まつりは3月16日、17日に玉藻公園披雲閣で開催。天候にも恵まれ、昨年並みの来場者で、売上も昨年を少し上回った。(漆器) ●3月の業況は、前月と比べて売上が増加したが、前年同月と比べると少し減少した。防衛省の布団の資材もそろい、前半で完納した。やはり昨年より布団の数が少ないのでその分、数字が上がらなかった。しかし、4月から防衛省の布団受注が3,000枚弱あり、納期が10月なので忙しくなりそうである。同業者も消費税が上がる前の駆け込み需要なのか忙しそうである。(綿寝具) 	
非製造業	小売業 	<ul style="list-style-type: none"> ●春物の商品に切り替わり、価格は上昇傾向になったようだ。(青果物) ●2~3月の間で卸売価格は3~4円上昇したが、小売価格に反映できていないので、組合員の利益は減少していて、苦しい経営が続いている。県外安売り業者が高松市内に4月中旬オープンするので、過当競争等が心配される。(石油) ●買い替え年数は14年を底に再度長期化傾向。テレビの長寿命化や高機能化から、今後は故障時まで買い替えないユーザーも増加し、買い替え年数が長期化するともみている。さらに若年層のテレビ離れにより、買い替え自体をしないユーザーも増加。PCやスマートフォン、タブレット端末などの世帯保有率も高まり、メディアの多様化が進んでいることに加え、見逃し配信の普及などから、テレビの必要性が低下していると指摘している。(電機)
	商店街 	<ul style="list-style-type: none"> ●最寄りの百貨店が初めて物産展催事を1ヶ月に3度行ったこともあり、1ヶ月を通して街は多くの人出でにぎわった。ここ数ヶ月不調であった高級宝飾品も復調し、全体売上の底上げが図られた。また、暖かい日も多かったことから高級婦人服や雑貨も好調が持続しており、安定して売上が確保できた。ただし、消費者全体の財布のヒモが緩み始めたとは言えず、4月以降に次々と生活関連の値上げが控えていることから、買い物に慎重な様子は変わらずである。新元号が発表され、少しお祝いムードの明るい消費マインドにシフトしていくと思われることから4月以降も伸長に期待したいところだが、過去にない長期連休であったり、選挙が連続することから、消費の先行きは読みにくいともいえる。(高松市) ●3月末で片原町西ノ町の時計店の閉店セールも終わり、また一つ老舗店舗が消えた。4月に入り、とうふ店も店を閉めるとのこと。美容室も近々閉店予定で、次々と店が閉まって、商店街から小売が消え、次の時代の商店街はどのようになるのか。(高松市) ●今後、まだ原材料、商品等の値上げが続くのだが、販売価格に転嫁できない。中小・小売りの場合、値上げのタイミングが難しい。(坂出市)

3月の県内景況は、前年同月と比べて業界の売上高DI値は-22.9ポイントで前月調査の-16.6ポイントから6.3ポイントの悪化となった。収益DI値は-25.0ポイントで前月調査の-22.9ポイントから2.1ポイントの悪化となった。景況DI値は-31.3ポイントで前月調査の-27.1ポイントから4.2ポイントの悪化となった。

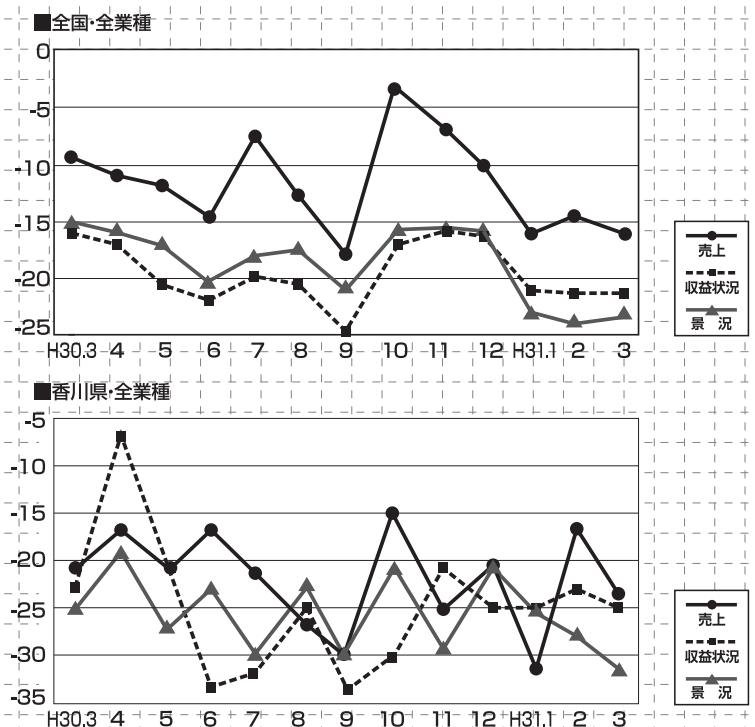
米中貿易摩擦の影響による受注減少等が幅広い業種の景況感を下押ししている。また、人手不足の慢性化と従業員の高齢化に加え「働き方改革」への対応等、先行きは引き続き注視していく必要がある。

非製造業	 <p>●街の静かさはいつも通りの毎日だったが、これと言った好材料・悪材料のない月だった。年度末の月で、会費をはじめとする会計処理の締めをしたが、不払いや問題発生もなかった。駅前に新たなビジネスホテルの建設計画が持ち上がり、一部関係者の動きが見られたが、大きな騒動には至っていない。高齢化の進展で、一部の店で店主の入院・通院による休業があったが、今後このような事態が増えると思われる。(丸亀市)</p> <p>●当店の化粧品業界・婦人服業界についていえば、我々、末端小売業者に対して、メーカーへ卸業者の取り組みがコストカットの理由で希薄になっている(例えば、営業担当の減少、掛け持ちによる来訪頻度の減少、営業バックアップの減少等)実感が大いにあり、困っている。(観音寺市)</p>
	 <p>●若干ではあるが、年度末、春休み商戦に伴う売り上げの増加がみられた。やはり、下請け等の確保が困難であり、また、営業、デザイン、現場管理等の人材の採用も困難である。(ディスプレイ)</p> <p>●当社は、先月に続き前年比を特に大きく30%近く下回り、非常に厳しいものであった。駅前のにぎわいも、穏やかな低い状態で、入り込みは相当悪い状態である。(旅館)</p>
	 <p>●地方の景気は、一部明るさが見られるものの、県内のタクシー業界は低迷しており、営業収入、輸送人員とも減少し続けており、非常に厳しい経営状況が続いている。また、乗務員不足が深刻化しており、輸送需要が集中する午前中か夕方の時間帯など配車依頼に十分に対応できていない状況にあり、お客様の待ち時間が長くなる、お断りするといったケースがある。(タクシー)</p> <p>●平成31年2月分高速道路通行料金利用額の対前年同月比は、3.4%増となり、対前月比では2.1%増となった。また、2月分利用車両数の対前年同月比は0.2%減となった。(トラック)</p> <p>●人手不足の深刻化がマイナス材料となっているほか、製造業、建設業などの荷動きが低調だったことが大きく影響、トラック運送や倉庫業の収益環境を悪化させた。(貨物)</p>

香川県内の業種別DI値の変化 (対前年同月比)

	売上高	収益状況	業界の景況	
製造業	食料品			
	繊維・同製品			
	木材・木製品			
	印刷			
	窯業・土石製品			
	鉄鋼・金属製品			
	輸送用機器			
非製造業	その他			
	卸売業			
	小売業			
	商店街			
	サービス業			
	建設業			
	運輸業			
その他				

DI値の推移 (対前年同月比)



※集計結果の詳細は、本会ホームページ上でご覧になれます。
<http://www.chuokai-kagawa.or.jp/>

商工中金だより

総合金融サービスのご案内

経営ニーズへの対応

M & A	企業の紹介・企業価値の算定から諸条件の調整・最終履行までお手伝いいたします。
事業承継対策	事業を承継される個人・法人の方に対し、株式取得資金をはじめとするあらゆる資金ニーズに対応いたします。また、専門家と連携した自社株対策や、オーナーが後継者に自社株を売却した際の資金運用手段のアドバイス、後継者がいない場合のM&Aのサポートも行います。
ビジネスマッチング	商工中金の全国ネットワークを使って、仕入先・販売先、技術・業務提携先など法人のお客さまの本業支援につながる取組として、ビジネスパートナーをご紹介します。
株式公開支援	資本政策のご提案、内部体制整備のご相談、証券会社・監査法人のご紹介などお客さまの立場に立ちアドバイスいたします。
不動産有効活用	フランチャイザーや不動産専門業者のご紹介など遊休地の活用をサポートいたします。
コンサルティングなど	上記のほか、株式会社商工中金経済研究所により専門的な経営相談業務や組織の見直し・人事労務関連など、経営コンサルティング業務を行うとともに、各種セミナーなども実施しています。

なお、詳細につきましては、商工中金高松支店までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】
株式会社商工組合中央金庫
高松支店
 〒760-0052
 高松市瓦町 1-3-8
 TEL.087-821-6145
 FAX.087-851-6074

日本政策金融公庫だより

融資制度のご案内

下記掲載は融資制度の一部ですので、詳しくは各事業までお気軽にお問い合わせください。

○新事業活動促進資金（経営力向上計画関連）の概要（国民）

融資対象者	中小企業等経営強化法第13条に基づき経営力向上計画の認定を受けた方
資金使途	経営力向上計画を行うために必要とする設備資金および運転資金
融資限度額	7,200万円（うち運転資金は4,800万円）
ご返済期間 （うち据置期間）	設備資金 20年以内（2年以内） 運転資金 7年以内（2年以内）

○新事業活動促進資金（経営強化関連）の概要（中小）

融資対象者	中小企業等経営強化法に基づき、経営力向上計画の認定（変更承認を含む）を受けた方
資金使途	経営力向上計画を行うために必要な設備資金および長期運転資金
融資限度額	7億2,000万円（うち運転資金は2億5,000万円）
ご返済期間 （うち据置期間）	設備資金 20年以内（2年以内） 運転資金 7年以内（2年以内）

○HACCP資金（食品産業品質管理高度化促進資金）の概要（農林）

融資対象者	食品の製造または加工の事業を行う中小企業者（協同組合等を含む）
資金使途	HACCP導入やその前段階の衛生・品質管理のために必要な設備資金 上記に併せて支出される、施設の円滑な立上げに必要な、システム開発費等の費用（特別の費用等） （指定認定機関の認定を受けた高度化計画又は高度化基盤整備計画に基づく事業）
融資限度額	事業費の80%以内又は20億円のいずれか低い額
ご返済期間 （うち据置期間）	10年超15年以内（3年以内）

※利率等については、下記URLを参照して下さい。

〈支店窓口〉

株式会社 日本政策金融公庫 高松支店（URL：<http://www.jfc.go.jp>）

〒760-0023 高松市寿町 2-2-7 いちご高松ビル 2・3階

国民生活事業（2階） Tel.087-851-0198 Fax.087-822-9274
 中小企業事業（3階） Tel.087-851-9141 Fax.087-822-1423
 農林水産事業（3階） Tel.087-851-2880 Fax.087-822-7350

知事表彰受賞おめでとうございます

憲法記念日の知事表彰を受賞されました会員組合代表者等の方々をご紹介します。(順不同・敬称略)

- 佐々木 正富 (建設協同組合高松総合センター)
- 三好 忠廣 (香川エルピーガスクリーン協同組合)
- 山下 清 (香川県うちわ協同組合連合会)
- 古市 誉人 (讃岐石材加工協同組合)
- 三宅 正純 (丸亀市上下水道工事業協同組合)
- 中尾 文俊 (香川県製粉製麺協同組合)
- 松野 誠寛 (香川県不動産事業協同組合)
- 菱谷 龍二 (協同組合三木工業クラブ)
- 古山 和典 (香川県商店街振興組合連合会)
- 川上 康夫 (丸亀市通町商店街振興組合)
- 阿河 茂喜 (香川県商店街振興組合連合会)
- 安藤 恵介 (西讃建設業協同組合)
- 森 勝一 (香川県建築設計協同組合)
- 宮本 吉朗 (香川デジタル・ファクトリー事業協同組合)

通常総会開催のお知らせ

令和元年度通常総会を下記の通り開催いたしますので、ご出席下さいますようお願い申し上げます。

- 日 時：令和元年6月13日(木) 15時30分～
- 場 所：高松国際ホテル(高松市木太町2191-1)

BOOK RANKING 県内ベストセラー



順位	書名	著者	出版社/定価
1	一切なりゆき ～樹木希林のことば～	樹木希林	文藝春秋/864円
2	瀬戸内国際芸術祭2019公式ガイドブック	北川フラム 監修:瀬戸内国際芸術祭 実行委員会	美術出版社/1,200円
3	そして、バトンは渡された	瀬尾まいこ	文藝春秋/1,728円
4	メモの魔力	前田裕二	幻冬舎/1,512円
5	樹木希林120の遺言 死ぬときぐらい好きにさせてよ	樹木希林	宝島社/1,296円

香川県書店商業組合調べ

ご活用ください。 産業雇用安定センター

（当センターは、厚生労働省と経済・産業団体の協力により設立された公益法人で、「失業なき労働移動」実現にむけて、全国ネットで出向・移籍等の支援業務を行っています。）

会社間の人材移動

雇用の拡大

事業の拡大・組織の強化等

雇用の縮小

事業の再編・縮小・閉鎖等

無料の職業紹介

情報提供・相談・斡旋の
費用はかかりません。

- 人材の受入（途中採用）や人材の送出（雇用調整による再就職支援など）をご検討の企業様からのご相談をお待ちしています。
- 離職を余儀なくされる方に、ご希望をお聞きし求人開拓を行い再就職のお手伝いをいたします。

●お問い合わせは



公益財団法人 産業雇用安定センター 香川事務所

〒760-0023 香川県高松市寿町2丁目4-20（高松センタービル8階）

TEL.087-851-1011

ご利用時間

9:00~17:00
（土・日・祝日は除く）

FAX.087-851-1014

